

# KANTO 金融サービス info

かんとぅ きんゆうさーびす いんふお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしています。

## 注意喚起

## 海外無登録業者とのFX取引等にご注意！

### 海外無登録業者とは

- 海外に所在する業者であっても、日本の居住者を相手方として金融商品取引業を行う場合は、原則として、金融商品取引業の登録が必要です。
- 登録を受けずに金融商品取引業を行うことは法律で禁止されています。

海外  
無登録業者！

近年、海外業者が、金融商品取引法上の登録を行うことなく、日本国内の一般顧客を相手方として、店頭FX取引等の金融商品取引業を行うケースが多発！

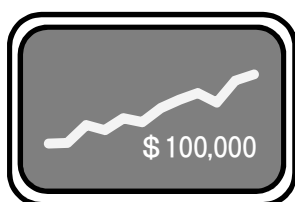
### 海外無登録業者の問題点① ～出金に応じてもらえない等のトラブルが多発～

- インターネット広告、資産運用セミナー、自動売買ソフトの購入等を介して、海外業者とのFX取引等を勧誘され、口座開設、海外への送金手続を行ったものの、出金に応じてもらえなくなった、連絡が取れなくなった等のトラブルが多発しています。

#### 利用者から寄せられた相談例

- ① 業者に出金依頼を行ったが、様々な理由をつけ、一向に出金に応じてもらえない。
- ② 電子メールでやり取りをしていたが、突然業者からの返信がなくなった。他に連絡の手段がわからず、途方にくれている。
- ③ 運用成績が良いとこのことで追加投資を求められたが、出金をお願いしたところ、今朝になって突然、残高がゼロになったと回答があった。そんなことがあるのか。

海外無登録業者の信頼性を確認することや、トラブルが発生した際に追及を行うことは極めて困難！



海外無登録業者とのやり取りは、メールやパソコン画面のみ！  
本当に信用して大丈夫？

自動売買ソフトの利用に、海外無登録業者への口座開設が必要！？  
本当に海外送金して大丈夫？

億万長者  
になれる！

システム  
トレードソフト

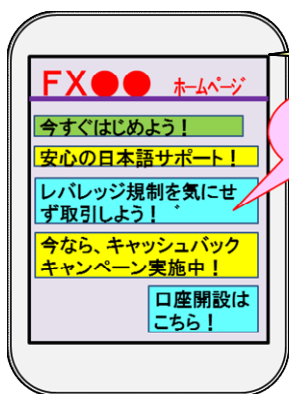
## 海外無登録業者の問題点② ～極めてハイリスクの取引を提供～

- 海外無登録業者の中には、日本国内のレバレッジ規制を遥かに上回る高レバレッジを「宣伝文句」として、FX取引の勧誘を行う例も(例:証拠金の1000倍の取引が可能!)

(注)レバレッジ規制とは、預託した証拠金の25倍を超える額のFX取引を禁止する規制。

我が国では、投資家保護等の観点から、個人向けの店頭FX取引にかかるレバレッジは、25倍までに制限されており、登録を受けた正規の金融商品取引業者には、当該規制が課されています。

他方、海外無登録業者が提供する取引にはこうした規制がかかっておらず、金融商品取引法上の投資家保護が受けられません。



レバレッジ  
1000倍!

いいことばかり書いてあるけど大丈夫?  
高レバレッジで取引すると、少しの相場変動で  
予期せぬ多額の損失を被ることに!

ハイリスク!

業者はどこに実在?  
実態把握は極めて困難!



## 海外無登録業者に対する当局の対応

- 当局では、利用者からの情報等に基づき実態把握を行い、無登録で金融商品取引業を行う者等に対し、警告書を発出するとともに、注意喚起の観点から、業者名を公表しています。

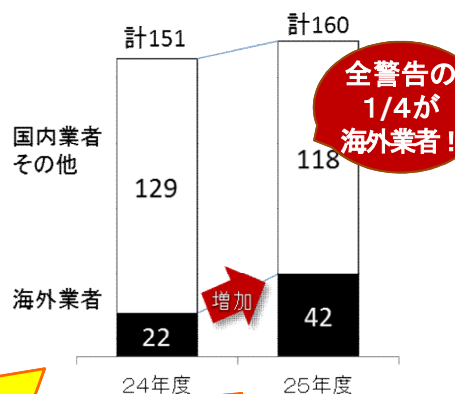
### 海外無登録業者への警告が増加しています!

- 警告件数累計(平成22年4月～平成26年5月末)は75件!
- 平成25年度警告件数(42件)は、前年度の約2倍!

**FX取引等にあたっては、金融商品取引業の登録の有無や警告書の発出状況を必ず確認してください。**

※登録業者の一覧は、金融庁ホームページ「[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)」、警告業者の一覧は、同「[無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)」に掲載しています。

### 無登録業者等に対する警告書発出件数



**安易な儲け話はありません!**

**自分だけは大丈夫と思わないでください!**

**海外無登録業者とは一切関わらないことが大切!**

**海外無登録業者に関する相談、情報をお寄せください!**

(本件に関するお問い合わせ先) 証券監督第1課 電話048-613-3952